

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (第一種資金移動業者に係る「厳格な滞留規制」の緩和)

## 凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第66号）	改正法
資金決済に関する法律	資金決済法
資金移動業者に関する内閣府令	移動業府令
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）
金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025年1月22日）	資金決済WG報告

## 目次

	項目	ページ数
1	第一種資金移動業に関し負担する債務の制限（移動業府令第32条の2第1項、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)①関係）	2
2	「早期かつ確実に」利用者に弁済することができる体制（移動業府令第32条の2第2項第1号、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②関係）	3
3	事務を処理するために必要な期間及び利用者の利便の向上を図るために必要な期間（移動業府令第32条の2第2項第1号、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②関係）	3
4	第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する場合の資金の振替（移動業府令第30条の4第3項及び第4項、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅶ-1-1(3)関係）	4
5	その他	6

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>1. 第一種資金移動業に関し負担する債務の制限（移動業府令第32条の2第1項、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)①関係）</b>		
1	<p>資金決済WG報告において「第一種資金移動業者は、運用・技術上必要とされる期間を超えて利用者の資金を保持することが禁止されている。この規制のため、利用者は送金の都度資金の払込みが必要となっており、資金移動業者は、例えば企業間送金を定期的実施するといった利用者にとって利便性の高いサービスの提供が困難となっている。」と記載されている。</p> <p>移動業府令第32条の2第1項各号の事項が明らかである具体的な送金指図に基づく為替債務しか負担できないとすれば、送金額（場合によっては送金先も）が確定しない限りアカウント滞留ができない点で、「企業間送金を定期的実施するといった利用者にとって利便性の高いサービス」の提供は困難と考えられる。同条第2項第1号の要件を充足する場合は、許容される滞留期間に限り、具体的な送金指図があるかを問わないことをご検討いただきたい。</p>	<p>資金決済WG報告において「移動する資金の額や資金の移動先については、今までどおり具体的な指図がなされる必要があることには変わりはない」との方向性が示されたことを踏まえると、今回の改正で「移動する資金の額」や「資金の移動先」について緩和することは困難です。</p>
2	<p>資金決済WG報告において「逆為替・取立為替型の資金移動サービスでは、送金人からの代金の受領時点が定まらず、外国為替相場等の影響によっては、送金額が常時変動し、当初利用者から指図を受けた「移動する資金の額」と実際の送金額の間に差が生じる可能性があるが、第一種資金移動業に係る業務実施計画の認可審査の際には、このような外国為替相場等の影響による送金額の変動については資金決済法第51条の2第1項に違反するものと扱うべきではない」とされている点にも配慮して、「移動する資金の額」（移動業府令第32条の2第1項第1号）についても、「資金を移動する金額を特定することが困難である場合には、資金を移動する金額の見込額」でも足りることを明記すべきである。</p>	<p>資金決済WG報告において「移動する資金の額や資金の移動先については、今までどおり具体的な指図がなされる必要があることには変わりはない」との方向性が示されたことを踏まえると、今回の改正で「移動する資金の額」について緩和することは困難です。</p> <p>ご指摘の資金決済WG報告の記載を踏まえ、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)①（注1）において「なお、逆為替・取立為替型の資金移動サービスでは、送金人からの代金の受領時点が定まらず、外国為替相場等の影響によっては、送金額が常時変動し、当初利用者から指図を受けた「移動する資金の額」と実際の送金額の間に差が生じる可能性があるが、第一種資金移動業に係る業務実施計画の認可審査に当たっては、このような外国為替相場等の影響による送金額の変動に留意し、第一種資金移動業者の実態を踏まえて対応する必要がある。」と記載しております。</p> <p>なお、法令違反の有無については業務実施計画の認可審査やその後のモニタリングにおいて個別事例ごとに実態</p>

		に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
<b>2. 「早期かつ確実に」利用者に弁済することができる体制（移動業府令第32条の2第2項第1号、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②関係）</b>		
3	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②（注6）イでは、早期に返還する体制として、資金移動業者が利用者の情報の把握・更新を行うことを求めているが、利用者の情報に「未達債務の額、連絡先及び履行保証人等による資金の返還先となる利用者の銀行口座の情報を含む。」との括弧書きが付されている。</p> <p>しかしながら、資金移動業者のサービスや業態によっては、銀行口座情報を必ずしも紐づけていないケースもある。かかる資金移動業者にすべての利用者の銀行口座の情報の取得を求めるものではないという理解でよいか。</p> <p>また、平時の際から、資金移動業者に対して履行保証人等に利用者情報等の共有を行うことを求めることや、履行保証人等において必要な情報を整理させることまでを求めることは、過大な負担を課すもので適切ではない。資金移動業者の保有する情報に適切にアクセスすることができることでも足りるなど、共有の方法は資金移動業者と履行保証人に委ねる記載に修正いただきたい。</p>	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②（注6）イの「未達債務の額、連絡先及び履行保証人等による資金の返還先となる利用者の銀行口座の情報を含む。」との記載については、資金移動業者に対して、平時から利用者資金の返金先を把握しておくことを求める趣旨のものであり、ご意見を踏まえ、「銀行口座等」と修正させていただきます</p> <p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②（注6）イの「平時においては資金移動業者が利用者の情報の把握・更新を行っておき、破綻時に直ちに当該情報を履行保証人等に共有するための態勢を構築しておくこと」との記載については、利用者に対して早期に資金の返還を行うための体制の一例を示すものであり、資金移動業者においては、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、実効性のある体制を整備する必要があると考えます。</p>
4	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②（注6）ロでは、高い確実性をもって返還する体制として、複数の例示が記載されているが、「例えば、以下のいずれかの措置を講じることが考えられる」と明記すべきではないか。資金決済WG報告6頁では、かかる高い確実性をもって返還する体制の例示の記載にあたっては、「以下のいずれかの措置を採ること」と表記されていたのに対し、事務ガイドラインの記載では、すべての措置を講じることが必要と見えるおそれがあるため、適切な文言の追加をお願いしたい。</p>	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②（注6）ロに記載された各措置については、想定される措置を例示したものであり、必ずしも記載されたすべての措置を講じていただく必要はございません。</p>
<b>3. 事務を処理するために必要な期間及び利用者の利便の向上を図るために必要な期間（移動業府令第32条の2第2項第1号、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1(1)②関係）</b>		
5	<p>資金決済WG報告5頁において、資金の滞留期間の厳格性の問題点として、「企業間送金を定期的実施するといった利用者にとって利便性の高いサービスの提供が困難となっている」との言及があった。</p> <p>これを受け、移動業府令第32条の2第2項第1号に規定する場合には、資金の滞留期</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>間は「二月を超えない期間」とされ、かつ、同条第1項において予め決まっている必要がある事項として「移動する資金の額」及び「資金の移動先」に加え、「資金を移動する期限」が追記されている。</p> <p>これにより、同一受取人に対して同額を2か月以内に複数回送金する予定である（例えば週1回は送金する）場合において、具体的な日付のみ定まっていなくても、当該2か月以内に送金する予定の合計額を受領することができるという理解でよい。</p>	
6	<p>現状、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-2(2)に基づき、第一種資金移動業者が、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えて債務を負担した場合、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間の超過等に関する報告書」を提出しているところ、改正法の施行後は報告書内の「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて債務を負担した場合のうち、第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」の項目が不要となるか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、第一種資金移動業者が、今回の改正前の移動業府令別紙様式第9号の3業務実施計画（別添5）7（5）に記載した「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えて債務を負担した場合には、当局の報告徴求命令に基づき、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間の超過等に関する報告書を提出する必要があるところ、今回の改正後においても、第一種資金移動業者の責めに帰す事由により資金を移動することができない場合の原因、原因ごとの件数及び債務額の報告が必要となります。</p>
<p><b>4. 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する場合の資金の振替（移動業府令第30条の4第3項及び第4項、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅶ-1-1(3)関係）</b></p>		
7	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅶ-1-1(3)①～③において第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む場合に必要である、第一種資金移動業に課せられる厳格な滞留規制の潜脱を防止するための措置として、「実際には第一種資金移動業に係る為替取引に用いる予定である資金を、第二種資金移動業に係る資金として資金移動業者に提供すること等を約款等において禁止するなどの対応を行うことが考えられる」とのことだが、振替の依頼を受けた送金について逐一「第一種資金移動業に係る為替取引に用いる予定であったか否か」を顧客に確認することまで求められていないことを確認したい。</p>	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅶ-1-1(3)①～③が求める、利用者から、第一種資金移動業に係る為替取引に用いられると認められる資金を第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として受け入れないための措置を講じることについて、必ずしも資金の受入れ又は第二種資金移動業に係る資金の第一種資金移動業に係る資金への振替の都度、利用者に対して当該資金が第一種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金であるか又は第二種資金移動業に係る資金として提供した時点から実際には第一種資金移動業に関し当該資金を用いる予定であったか否かの確認を求めるものではありませんが、そのよ</p>

		<p>うな措置を講じることも差し支えありません。</p> <p>いずれにせよ、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の趣旨を踏まえ、適切な措置を講じることが重要と考えます。</p>
8	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅶ-1-1(3)②に「各利用者における第二種資金移動業に係る資金から第一種資金移動業に係る資金への振替に関する状況のモニタリング等を行」うとあるが、モニタリングの内容については、頻度に限らず、顧客の特性・入出金の状況等を考慮した上で各業者の創意工夫のもと実施されるべきものであるとの理解で相違ないか。</p>	<p>どのようなモニタリング等を行うべきかについては個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、基本的にはご理解のとおりです。</p> <p>いずれにせよ、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の趣旨を踏まえ、適切な措置を講じることが重要と考えます。</p>
9	<p>資金決済WG報告7頁の脚注23によれば「今般の見直しは、顧客において、当初から第二種資金移動業に係る為替取引に用いる目的で、当該資金移動業者に対して第二種資金移動業に係るものとして資金を提供したものの、その後100万円超の高額送金のニーズが生じたために、当該資金を第一種資金移動業に係る資金として振り替えることを可能とする趣旨である」との記載があるが、かかる事例において、①100万円超の高額送金のニーズが生じるまでの間に当該資金を第二種資金移動業に係るものとして受け入れる行為は移動業府令第30条の4第3項に抵触するものではなく、②100万円超の高額送金のニーズが生じた時点で、当該資金を第一種資金移動業に係る資金として振り替える行為は同条第4項の「利用者から受け入れた資金が第一種資金移動業に係る為替取引に用いられることが明らかとなった場合には、当該資金の額に相当する額の債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更すること」として許容されるとの理解で相違ないか。</p>	<p>お尋ねの①の事例において、100万円超の高額送金のニーズが生じるまでの間に当該資金を第二種資金移動業に係るものとして受け入れる行為が移動業府令第30条の4第3項に抵触するものではないことはご理解のとおりです。また、②の事例における「100万円超の高額送金のニーズが生じた時点で、当該資金を第一種資金移動業に係る資金として振り替える行為」が許容されるのはご理解のとおりですが、これは、従前第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者による資金の振替を禁止していた同項の改正により、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講ずることを求めなくなったことによるものです。</p>
10	<p>移動業府令第30条の4第4項の「第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として利用者から受け入れた資金が第一種資金移動業に係る為替取引に用いられることが明らかとなった場合には、当該資金の額に相当する額の債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更すること」という規定は、資金決済WG報告において「第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者が、第二種資金移動業に係るものとして受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る資金への振替を認める」こととした方向性にかなうものかと拝見し</p>	<p>ご指摘の資金決済WG報告の方向性は、従前第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者による資金の振替を禁止していた移動業府令第30条の4第3項の改正により、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講ずることを求</p>

	<p>ている。</p> <p>同項で「当該資金を当該利用者に返還すること」「その他の当該資金を第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として保有しないための措置を講じなければならない」との文言が並列して規定されているのは、資金移動業者に対して振替とは別の対応を求めるように見える上、同条第3項で規定されている措置の内容と重複すると考えるため、削除すべきではないか。</p>	<p>めなくなったことをもって実現しております。</p> <p>その上で、同条第4項は、第一種資金移動業に係る為替取引に用いる目的で第二種資金移動業において資金が受け入れられ潜脱的な振替が行われないようにするため、仮に当初から第一種資金移動業に係る為替取引に用いる目的で第二種資金移動業に受け入れられた資金が存在することが判明した場合には、当該資金を第二種資金移動業に係る資金として保有しないための措置を義務付けるものであり、「当該資金を当該利用者に返還すること」はその例示として規定しています。</p>
<p><b>5. その他</b></p>		
<p>11</p>	<p>移動業府令第32条の2第1項第2号に規定する「資金を移動する期限」を利用したサービスを開始する場合、以下の整理について認識に相違ないか。</p> <p>①資金決済法第40条の2第1項の「業務実施計画」の変更に該当し、変更認可が必要である</p> <p>②同法第41条第3項の「特定業務内容等の変更」には該当しない</p> <p>③同法第38条第1項第8号の「資金移動業の内容及び方法」の変更に該当し、同法第41条第4項の届出事項に該当する</p>	<p>いずれもご理解のとおりです。</p>